

道路維持修繕工事費

予算について

大貫 康議員

・質問 私は平日頃から、人の生活において一番必要なものは、飲み水や生活排水などの水周りと道路であると考えている。その道路について、車を主な移動手段とする地域の当市で、生活車両や緊急車両などの交通の確保の観点から、現在組まれている道路関

係予算は少なすぎるのではないかと考えるがいかがか。

・答弁（都市整備部長）

当市は平成十五年度より借入金依存体質からの脱却を目指し、市債残高の減額を行い財政の健全化を最優先とした予算編成を行っている。こうした中にあっても、市

民ニーズは多種多様化し、子育て支援、高齢者対策、地場産業の活性化、教育の充実等を積極的に推進することから土木関係予算は抑制せざるを得ない状態が続いている。

実際、平成十九年度の道路関係予算では、道路維持修繕費、交通安全対策費は昨年同額、道路新設改良費は昨年より三・九%減となっている。

道路はいつまでもなく市民生活に直結する極めて重要な施設であるが、平成十八年度に要望された全地区の工事の

実施は困難なため、平成二十年度までの三力年にわたる実施というところで協力をお願いしたところである。



市内道路補修工事

たり市民から道路整備についての強い要望が寄せられている。

こうした状況を十分考慮に入れたうえで、平成十八年度の決算状況等を把握しながら、整備計画について、今後の修正予算での対応を検討しているところである。

その他の質問

・教育について

て他の条例や計画などの指針となっていること、これらの要素すべてを盛り込んだいわゆる完全型を基本骨格とすべくと考える。この基本骨格についても、市民が参加する策定委員会において十分な検討を行い、方向性をまとめ上げていく考えでいる。

その他の質問

・麻しん対策について

自治基本条例について

小野 幸夫議員

・質問 自治基本条例は、二セコ町や京都市のようないわゆるまちづくり条例としてスタートをきったが、近年制定している自治体では、条例における憲法のような体裁をとるに至っている。これから整備を行おうとしている当市では、現在どういった進行過程

にあつて、基本骨格はどのようなものとなるのか。

・答弁（総務部長）

自治基本条例の制定に向けての現在の状況は、総合的かつ専門的立場から指導いただく学識者の選考を行っているところである。この学識者の選考に当たっては、自治基本

条例への精通度に加えて条例自体の形式、文章表現、用語等、多方面の知識を有する方が必要と考えている。

そして本年十一月に、市民委員の公募を行い十二月には、すべての委員を委嘱し、自治基本条例策定委員会を設置する予定である。その後約一年間検討を重ね、平成二十一年三月定例会には上程したいと考えている。その間の進行状況については、全員協議会で報告をしてまいりたい。

次に条例の基本骨格について

であるが、自治基本条例の目指すところは、分権時代の自治体の総合的な政策及び立法体系の基本となる条例であり、具体的には自治体と市民との役割を明確にすることである。この観点から、第一に自治体運営の基本理念、ビジョンを示していること、第二に市民の権利を規定していること、第三に自治のための制度や仕組みが規定されていること、第四に行政、議会に関する基本的事項を定めること、第五に最高規範とし